

定額減税補足給付金(不足額給付)のご案内

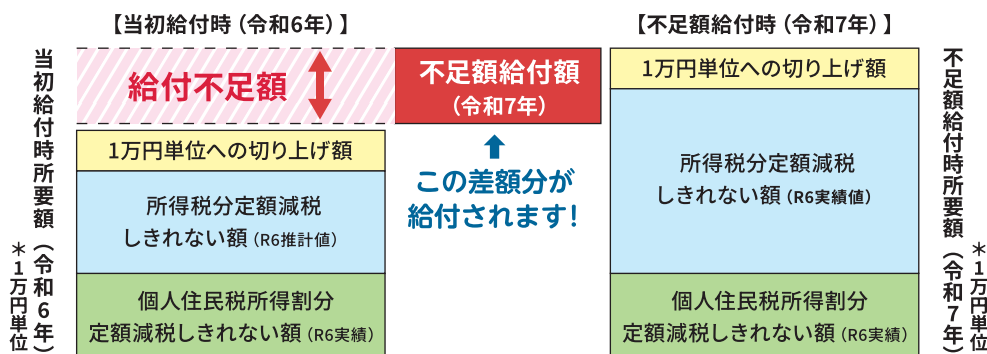
不足額給付とは

「調整給付」の支給額に不足が生じる場合等に追加で給付を行うものです。
下記のいずれかの要件に該当する方が対象となります。

※「調整給付」とは、令和6年度に実施した定額減税において、減税しきれないと見込まれる方へ予めその差額を支給したものです。
※令和5年分及び令和6年分の合計所得金額が1,805万円を超える方は対象外です。

不足額給付①の要件

「令和6年分所得税額」が確定したのちに、「本来給付すべき額」と、「実際に給付した額(調整給付)」との間で差額(不足)が生じた方



支給額

不足額給付時所要額(R7)

調整給付時所要額(R6)

不足額給付額(R7)

支給額は皆様それぞれ異なります。

不足額給付②の要件

次の全ての条件を満たす方

●令和6年分所得税、令和6年度個人住民税所得割ともにゼロ(定額減税前税額が0円)

→本人として定額減税対象外である方
→青色事業専従者・事業専従者(白色)の方や、合計所得金額48万円超の方

●次の給付対象になっていない方

- 令和5年度非課税世帯への給付(7万円)
- 令和5年度均等割のみ課税世帯への給付(10万円)
- 令和6年度新たな非課税世帯又は均等割のみ課税となった世帯への給付(10万円)

支給額

1万円単位で
最大4万円を給付

令和6年1月1日時点で国外居住者であった場合は3万円、左記要件のほか「地域の实情によりやむを得ないと内閣府が認める場合」は3万円以内

「地域の实情によりやむを得ないと内閣府が認める場合」とは、上記1～3の給付対象になっていない方のうち、以下のア～ウのいずれかに該当する場合を指し、支給額はそれぞれ以下のとおりです。

- ア 令和5年所得において、扶養親族等として住民税の定額減税の対象になったものの、令和6年所得において合計所得金額が48万円を超える者又は青色事業専従者等(税制度上「扶養親族等」から外れてしまう者)であったため、扶養親族等として所得税の定額減税対象者から外れた場合
⇒支給額は、所得税の定額減税対象分(3万円)となります。※1
- イ 令和5年所得において、合計所得金額が48万円を超える者又は青色事業専従者等(税制度上「扶養親族等」から外れてしまう者)であったため、扶養親族等として住民税の定額減税の対象から外れてしまったものの、令和6年所得において合計所得金額48万円以下であったため、扶養親族等として所得税の定額減税対象者になった場合支給額は、住民税の定額減税対象分(1万円)となります。
- ウ 令和5年所得において、合計所得金額が48万円を超える者又は青色事業専従者等(税制度上「扶養親族等」から外れてしまう者)で、本人として当初調整給付の給付対象者であり、令和6年所得においても、引き続き、合計所得金額が48万円を超える者又は青色事業専従者等であるものの、本人としても扶養親族等としても所得税の定額減税対象者から外れた場合支給額は、所得税の定額減税対象分(3万円)となります。※1
- ※1…ア、ウについては当初調整給付を本人または被扶養者として対象だった方は、その分を差し引きします。

給付金の支給手続き

確認書

が届いた方

※不足額給付①の方で

「調整給付金（不足額給付分）支給確認書」等が届いた方は、**期限までに手続きが必要です。**
手続きがない場合は給付できません。
(給付金を辞退したものとみなされます)

●給付金を受け取るには、返信用封筒にて返送 またはオンライン申請が必要です。

オンライン申請は、デジタル庁が提供する「給付支援サービス」を利用します。オンライン申請（スマートフォンでのお手続き）には、(1)マイナンバーカード、(2)マイナポータルアプリ、(3)公金受取口座のご登録を事前にご準備していただく必要があります。

給付支援サービス操作方法



マイナポータルのアプリのインストール



公金受取口座情報の登録



審査の上、順次、給付金を口座振込いたします。

※宜野湾市が書類を受理した日から1ヶ月～1ヶ月半後が目安です。

申請書での 手続き

令和6年度他市町村で課税されている場合や、不足額給付②に該当する方は原則通知等がされません。対象となる場合は本人からの申請が必要となります。各種手続きの必要な書類などは市ホームページ等でご確認ください。

返送・申請期限

令和7年**10月31日(金)**(当日消印有効)

詐欺にご注意ください!



定額減税しきれないと見込まれる方への給付金（「調整給付金」）の「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください!

自宅や職場などに都道府県・市区町村や国(の職員)などをかたる不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署か警察相談専用電話（#9110）にご連絡ください。

また、都道府県・市区町村や国の機関を名乗るお心当たりのないメールが送られてきた場合、メールに記載されたURLにアクセスしたり、個人情報を入力したりせず、速やかに削除していただきますようお願いいたします。

お問合せ先



宜野湾市定額減税不足額給付金窓口専用 コールセンター

宜野湾市給付金窓口(野嵩1丁目2番17号1階)※旧マイナンバーカードセンター

0120-606-465

【受付時間】
8:30～17:00
(土・日・祝日を除く)

詳しくは
宜野湾市
WEBサイトも
ご覧ください。

宜野湾市ホームページ

